



生活支援コーディネーター だより

勉強会

この度、全国コミュニティライフサポートセンター(CLC)の宇城 絵美 先生より「サロンの魅力」についてのお話や私たちの日頃、気になっていることについてのアドバイスを包括支援センターの方たちと一緒に聞かせていただきました！



包括の
梓谷さん



包括の
松尾さん

サロンの参加者の中には
普段の暮らしで悩みごとを抱えている方が
います。その方に対してなにもできなくて
モヤモヤしています…

なるほど！

本当の悩みはそこに隠れているんですね！
それって、どうやって聞き出せば良いですか？



CLCの
宇城先生

そうですね。

たとえば、よく「移動手段がない」
などのお悩みを耳にしたいと思います。
実はこの悩みには、その人の「環境」
「家庭」「身体の状態」など

さまざまな課題や悩みが

かくれていて、そこが悩み解決のカギ
になります。

今回のお話で「話し合う場」の大切さを
学びました。

「話し合う」と言われたら会議みたいな感じ
を思い浮かべてしまうと思います。(私も思っ
ました。)しかし、井戸端会議のようにただ
みんなで自分たちのことや地域のことを
お話しするだけでも「話し合う」になると
宇城先生は教えてくださいました！

今月のひとこと



今回は今年5月にできた初島地区にある「はまゆうサロン」に参加されていた、総田光子さん・上田千代さん・久次米一枝さんにひとこといただきました。



総田 光子 さん 上田 千代 さん 久次米 一枝 さん

Q.このサロンに参加したきっかけはなんですか？

総田さん「白樫さん(代表の方)がチラシと一緒に誘ってくれたからです。」

上田さん「サロンをするということを教えてくれたからです。楽しいです！
次回も行きます！」

久次米さん「サロンに参加しているお友達に誘ってもらったからです。」

Q.最近嬉しかったことはなんですか？

総田さん「今みたいに元気でいられることです！」

上田さん「足が動くことです。あと、ここにきてみんなと話せることです！」

久次米さん「私もここにきてみんなと話せることです！」



みなさんとてもお話ししやすい元気な方たちでした！
ご協力ありがとうございました😊



SNSでも活動を発信しています
ぜひのぞいてみてください！
各地区でのスマホ講座も承ります！

お問い合わせ

社会福祉法人 有田市社会福祉協議会
〒649-0432 有田市宮原町東215(福祉館なごみ内)
TEL:0737-88-2750 FAX:0737-88-2033

あなたの空き家のこと、 お手伝いできます。

これ、改修した空き家です！

空き家は全国的な社会問題です。放置されて傷んでしまった建物は、地域に決して良くない印象を与えます。その対策として様々な助成制度があり、サポートを受けられます。

面倒な手続き、よく分からない制度、誰に相談すればいいかも分からない。そんなあなたのための“動かなくていい、最初の一歩”として空き家相談室です。まずはお気軽にご相談ください。

行政連携による空き家問題の無償サポート

相談・診断 サポート

- 空き家の今後を一緒に考える
- 建物の状況調査
- 空き家のポテンシャルを見て活用方法を提案
- 一級建築士による専門的なアドバイス

活用・賃貸 サポート

- 空き家バンク登録のお手伝い
- 建物を活用したい人とのマッチング
- 賃貸運用のアドバイス
- 残置物の片付けの手伝い

解体・耐震改修 サポート

- 解体・改修・耐震するかなど選択肢を検討
- 耐震診断から耐震設計までアドバイス
- 申請の補助から工事完了まで並走
- 空き家の改修プランの検討

相談申し込みの流れ

相談したい空き家がある方

- ・建物の位置情報
- ・築年数や構造など概要がわかる資料
- ・現在の状況 など

有田市役所

経営企画課 まちづくり係
電話番号：0737-22-3731

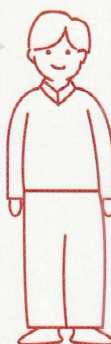
空き家相談室

担当：
堤 康浩 つつみ やすひろ

有田市地域おこし協力隊
一級建築士
耐震診断士
既存住宅状況調査士
建築士事務所 デザインオツ 代表
令和六年より有田市に移住

〒649-0306
有田市初島町浜 1318-1
辻本 2 階（1 階は駄菓子屋さん）

耐震診断士である一級建築士が、専門的な立場からサポートします。



建物の利活用の可能性や劣化状況を判断、
どのような可能性があるかを専門家の意見として共有します。

空き家相談室

ヒアリング＋現地確認

▼
制度を活用して売却

空き家バンク登録

空き家バンクに登録すれば、
申請できる補助金が増えて利
活用が促進されます。

家財道具処分

(所有者もしくは移住者)

10/10 (上限 10 万)

仲介手数料

(所有者もしくは移住者)

1/2 (上限 5 万)

購入

(移住者のみ)

1/2 (上限 50～100 万)

改修

(移住者のみ)

2/3 (上限 80～100 万)

▼
制度を活用しないで売却

地元不動産掲載

掲載に向けて、情報を伝える
写真が大切。清掃して、見た
目を良くして、価値を上げる
ことが肝心。

売却 や 賃貸活用

▼
建築として活用

改修の設計施工

現在の建物を大切にしたい、
活用したい、という想いがあ
れば、そのお手伝いができま
す。耐震改修や断熱補強の経
験のある建築士が、空き家か
ら価値ある建物へと、次のス
テップを一緒に考えます。

耐震改修 断熱補強 水回り更新 間取り変更

▼
土地として活用

不良空家等認定

空き家の解体に伴い固定資産
税の住宅用地の特例措置は適
用除外となりますが、本事業
の活用で、特例措置と同様の
減免制度が最長で5年度分を
受けられる場合があります。

解体

8/10(上限 80 万)

土地利用 や 売却など

リフォーム

2/10 (上限 20 万)

耐震診断

木造で 個人負担なし

or

非木造で 2/3
(上限 8.9 万)

耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施

限度額 1,316,000 円

※各種補助金には要件等がございます。(令和七年時)

管理しない空き家は、
資産から負債に変わります。

煩雑な書類手続きや各種業者さんの紹介など、
行政と連携してサポートしていきます。

